

なくす会ニュースター

〒330-0064
さいたま市浦和区岸町 7-11-5
Tel048-844-8972 Fax048-829-7444
nakusukai.01@saitama-k.com
<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>



第18回通常総会について

なくす会団体正会員及び個人正会員の皆様へ
参加はオンラインのみとし、議決は書面または委任状により行います。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、開催方法を下記の通りとします。

1. 参加人数を極力抑えた開催方法とするため、正会員の参加はオンライン（Zoom）のみとします。ただし、議長、議事録署名人、理事、監事、事務局は実参加とします。
2. オンラインにより質疑応答などを行いますが、通信が不安定になるなどの不測の事態に備え、議決はあらかじめ書面または委任状により行うものとします。

◆議案書一式及び参加方法の詳細は、6月初旬に順次会員の皆さまにお送りいたします。

1. 日時：2021年6月23日（水） 10:00～12:00（予定）
2. 会場：埼玉会館または埼玉県生協連多目的室及びオンライン（Zoom）
3. 議題：

第1号議案	2020年度事業報告並びに活動決算承認の件 監査報告
第2号議案	定款の一部変更の件
第3号議案	役員一部選任の件
報告	第1回理事会報告 2021年度事業計画と活動予算 検討委員会報告、活動委員会の活動報告
【特別報告】	株式会社ディー・エヌ・エー差止請求訴訟報告（佐藤弁護士） 株式会社ZERUTA共通義務確認訴訟報告（長田弁護士）
【記念講演】	特定商取引法及び預託法の改正について（池本弁護士） 消費者裁判手続特例法の改正に向けた課題（長田弁護士）

一般の皆様へ

総会へのオブザーバー参加及び記念講演への参加につきましては、オンライン（Zoom）のみのご案内となります。

参加をご希望の場合は、下記事務局まで必ずメール（PDFなどの資料を送付できるアドレス）でお申込みください。

◇ お問合せ先：メール nakusukai.01@saitama-k.com
F A X 048-829-7444

- 株式会社ZERUTA（屋号七福神）に対する被害回復訴訟の第1段階目である共通義務確認訴訟（事件番号令和2年(ワ)1254号）において、2021年2月26日、なくす会の請求を認める判決が出されました。
 - 4月13日に、第2段階目の消費者の債権確定手続のための「簡易確定手続開始申立書」をさいたま地方裁判所に提出しました。
※事件番号：令和3年（集）第1号
 - 7月末までに、消費者からの授権の申込みを受けたのち、書類等の確認を行い、8月末頃を目途に裁判所に提出します。
 - その後、「消費者の誰に、いくら支払うか」を決定する手続きが開始されます。
 - 返金開始の時期は未定です。
- ◇ 株式会社ZERUTA に対する共通義務確認訴訟とは
集団的消費者被害を回復するために特定適格消費者団体のみに認められた訴訟です。民法709号の不法行為を根拠に、株式会社ZERUTAの給料ファクタリングを利用していた人が株式会社ZERUTAに対して支払った金額について、株式会社ZERUTAが支払義務を負うことを確認する訴訟です。
- ◇ 進捗状況については、当会ホームページにてご確認ください。



事業者	概要
株式会社ROOKIES 【差止請求訴訟】	事業者は、当会が使用停止を求めた利用規約を現在使用しておらずホームページからも削除していることから、2021年4月、訴訟を取り下げました。
申入れ中の案件	株式会社エムアンドエム（男性用化粧品定期購入トラブル等） 株式会社Ozトレーニングジム中途解約トラブル） 株式会社ヘルスアップ（肌ケア商品定期購入トラブル） アマゾンジャパン合同会社（アカウント停止トラブル）

- ◇ 当会では、消費者契約法第27条に基づき、申入書、差止請求書を送付した事業者については、当会からの書面及び、事業者からの回答を当会ホームページに公開しております。

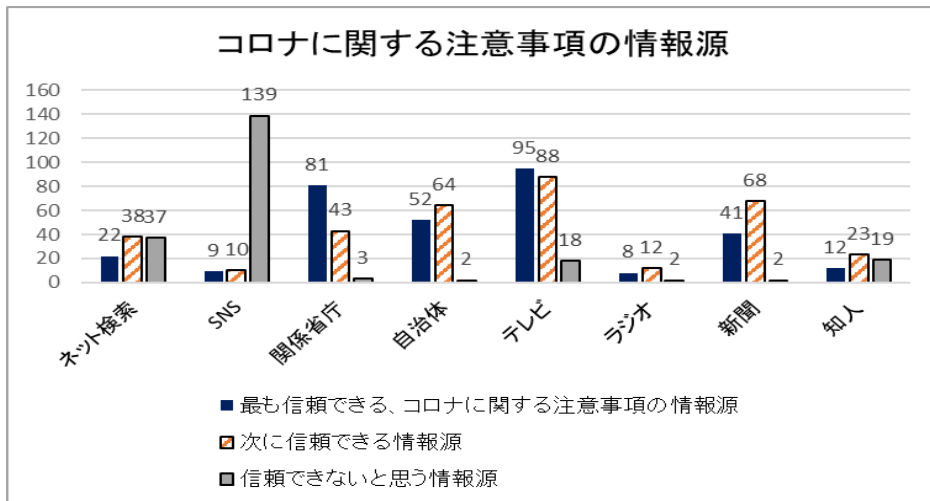


アンケート・めやすばこ【コロナ禍の生活の変化】まとめ

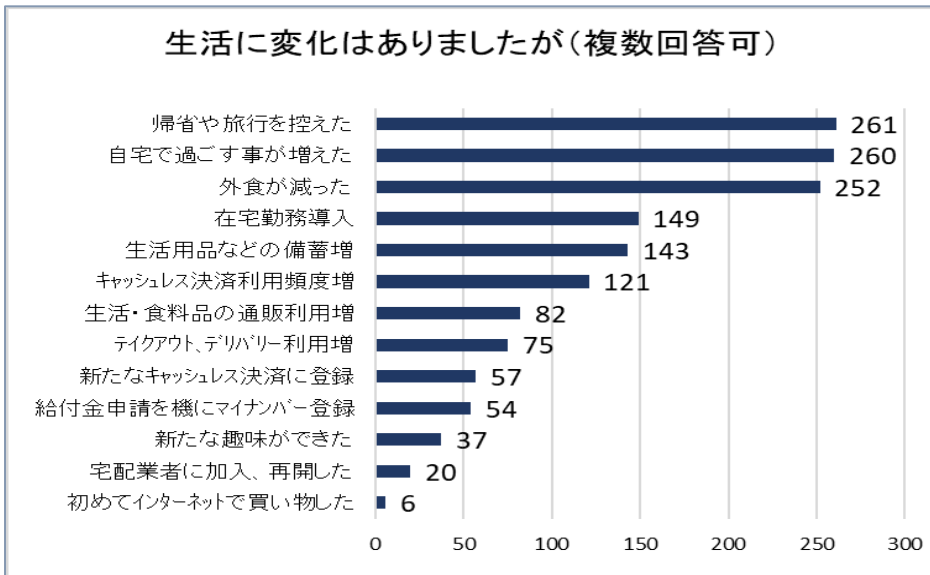
- ◆実施期間：2020年10月～12月
- ◆配布対象：会員団体など
- ◆有効回答：365枚（98.9%）
- ◆回答集約数：369枚

まとめの全文は、なくす会ホームページでご覧になれます。
<http://saitamahigainakusukai.or.jp/>

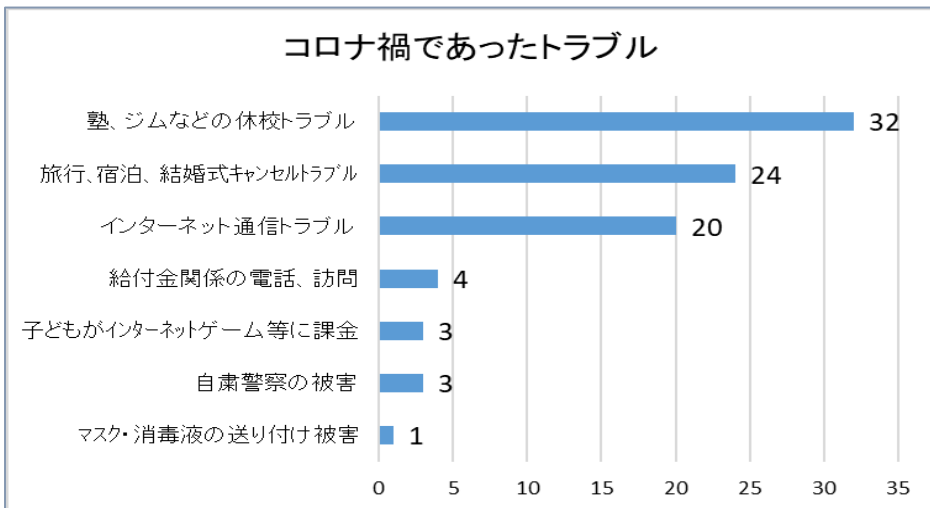
【まとめより一部抜粋】



最も信頼できる、次に信頼できるとの回答が多かったのはテレビ計183人、次いで関係省庁計124人、自治体計116人、新聞計109人であった。



年代、性別を問わず、帰省や旅行を控えた（261人）、自宅で過ごすことが増えた（260人）、外食が減った（252人）との回答が多かった。キャッシュレス決済の利用頻度が増えたとの回答は121人であった。



塾やスポーツジムなどの休校に伴うトラブルが32人と最も多く、旅行・宿泊・結婚式のキャンセルに伴うトラブルが24人、インターネット通信トラブルが20人と続いた。

2020年度の埼玉県委託事業の報告

「消費者被害防止サポーター活動推進事業」

- サポーター養成講座は4回・80人が受講し、48人がサポーターに登録されました。2021年3月末現在で948人になり、埼玉県内全63市町村に広がりました。
- 「最新の消費者被害を知ろう～新型コロナウイルス関連も含めて～」をテーマにしたフォローアップ研修を1企画、県内を4会場にわけて4回開催しました。

「高齢者等見守り促進事業」

- 県内63市町村に訪問と電話によるヒアリングを行い、消費者被害防止サポーター活動への理解と、消費者被害の未然防止に向けた啓発活動の連携、地域の見守りネットワークの強化・充実を目指す「消費者安全確保地域協議会」の設置や運営などについて懇談しました。今年度7自治体で新たに設置され、28自治体となりました。

「インターネット適正広告推進事業」

- 啓発事業では、一般県民向けに「コロナで急増、ネット通販トラブルに注意！」をテーマに講座を3回開催し、44人が受講しました。
- 埼玉県立蓮田松韻高等学校にて、「SNSがきっかけで～まさか自分が被害者になるなんて～」をテーマに講座を行い、201人が受講しました。
- 監視事業では、3,216件にのぼるインターネット広告を検索・監視し、そのうち不当表示と思われる158事業者を埼玉県に報告しました。

会員募集中！ 会員の皆様、会費の納入をよろしくお願ひします

会費納入のお願いを同封させていただきました。早めの納入にご協力をお願いいたします。また、正会員（団体、個人）、賛助会員（団体、個人）としてなくす会の活動を支えていただける団体、個人の方がいらっしゃいましたら、是非ご紹介ください！

年会費	団体正会員：1万円、個人正会員：3千円 団体賛助会員：3千円、個人賛助会員：千円
振込先	埼玉りそな銀行 浦和中央支店 普通 No.5098908 特非) 埼玉消費者被害をなくす会



寄付金での活動支援もお願ひします（郵便振替でお願いいたします）

郵便振替口座番号	00140-4-357445
金額	0000（ご寄附いただく金額）
加入者名	特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
通信欄	「寄附金」とご記入ください
ご依頼人	「郵便番号」「ご住所」「お名前」「電話番号」をご記入ください



- ❗ 消費生活支援センターや市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を！
- ◆ 埼玉県消費生活支援センター（彩の国くらしプラザ内） Tel 048-261-0999
- ◆ 全国共通 消費者ホットライン Tel 188（いやや!）（お住まいの市町村相談窓口につながります）